

第七五回

参第七号

図書館法の一部を改正する法律（案）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（設置）

第十条 都道府県及び市は、図書館を設置しなければならない。

2 前項の規定により都道府県及び市が設置する図書館（都道府県又は市が二以上の図書館を設置する場合にあつては、少なくともそのうちの一の図書館）は、第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合するものでなければならない。

第十一条 町村は、図書館を設置することができる。

第十三条の次に次の一条を加える。

（専門的職員の待遇）

第十三条の二 公立図書館に置かれる専門的職員の待遇については、その職務の特殊性にかんがみ、特別の措置が講じられなければならない。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（公立図書館の設置に関する基準）

第十三条の三 公立図書館の設置に関する基準は、当該地方公共団体の住民に対する図書館奉仕が十分に行われることができるように、専門的職員の数、施設、図書館資料及び設備について地方公共団体の人口に応じ、政令で定める。

第十八条 削除

第十九条中の「第二十条」を「第二十条第二項」に改める。

第二十条第二項中、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「図書館の施設、」を「図書館（第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合している図書館を除く。）の施設、図書館資料及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、第十三条の三の規定による公立図書館の設置に関する基準に適合している図書館の館長及び専門的職員の給料その他の給与に要する経費、施設、図書館資料及び設備に要する経費その他必要な経費の二分の一を補助するものとする。

第二十一条中「前条」を「前条第二項」に改める。

附 則

この法律中第十三条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、その他の改正規定は昭和五十三年四月一日から施行する。

理 由

最近における図書館利用の実情にかんがみ、都道府県、市及び特別区に公立図書館の設置を義務づけ、その図書館のうち少なくとも一つは、政令で定める設置基準に適合しなければならないとするとともに、当該図書館の施設、設備に要する経費等について国が補助することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、四十億四千万円の見込みである。